

大阪市水道局告示第22号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月3日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
北おおさか 信用金庫	船場支店	変更前	大阪府大阪市中央区本町3丁目 5番7号	令和8年4 月13日
		変更後	大阪府大阪市北区鶴野町4番19 号	
	庄内西支店	変更前	大阪府豊中市庄内幸町2丁目13 番8号	令和8年5 月18日
		変更後	大阪府豊中市庄内東町4丁目3 番1号	

(水道局総務部経理課)